輸第10957号	魚かす粉末	5.5魚かす粉末ＲＩ―１	株式会社交洋	三重県四日市市新正五丁目４番19号
輸第10958号	化成肥料	16―45りん安	株式会社ナカシン	北海道北見市北斗町二丁目１番地27号
輸第10959号	化成肥料	高度化成16―16―16２号	株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番５号
輸第10960号	化成肥料	高度化成４―20―20２号	株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番５号
輸第10970号	化成肥料	硝酸カリウム	株式会社吉田農材	栃木県宇都宮市元今泉六丁目８番７号
輸第10971号	配合肥料	複合肥料43号	株式会社ナカシン	北海道北見市北斗町二丁目１番地27号
輸第10972号	ほう酸塩肥料	ほう酸塩肥料67	丸紅株式会社	東京都千代田区大手町一丁目４番２号

有効期間が平成31年７月10日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第55339号	化成肥料	くみあい塩加燐安060	コープケミカル株式会社	東京都千代田区一番町23番地３
生第66165号	化成肥料	すみれホスカ622	東菱肥料株式会社	茨城県神栖市砂山４番地
生第66166号	化成肥料	すみれホスカ345	東菱肥料株式会社	茨城県神栖市砂山４番地
生第66206号	化成肥料	日新尿素入り高度化成384	日新化成工業株式会社	愛知県蒲郡市浜町47番地
生第66232号	化成肥料	有機、尿素入り粒状複合肥料Ｌ534	大日本産肥株式会社	福岡県北九州市門司区大字門司2732番地の４

２　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項及び第四項の規定に基づき、次のように肥料の名称並びに輸入業者の住所の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十五年八月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

１　肥料の名称の変更

登録番号　輸第13652号
　変更前　くみあい被覆窒素肥料43号
　変更後　被覆窒素肥料43号
登録番号　輸第13653号
　変更前　くみあい被覆窒素肥料42号
　変更後　被覆窒素肥料42号
登録番号　輸第13654号
　変更前　くみあい被覆窒素肥料38号
　変更後　被覆窒素肥料38号
登録番号　輸第13655号
　変更前　くみあい被覆窒素肥料37号
　変更後　被覆窒素肥料37号

２　輸入業者の住所の変更

登録番号　輸第5622号、輸第9797号、輸第11100号
　変更前　東京都渋谷区神宮前一丁目11番11号
　変更後　東京都千代田区富士見一丁目12番９号

○農林水産省告示第二千四百十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十五年八月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

１　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第80395号	汚泥発酵肥料	札幌コンポスト	札幌市	北海道札幌市中央区北１条西２丁目

２　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第八百十七号

二風谷ダム及び平取ダムの建設に関する基本計画（昭和五十八年建設省告示第七百六十六号）の一部を次のとおり変更したので、特定多目的ダムの法（昭和三十二年法律第三十五号）第四条第五項の規定により、告示する。

平成二十五年八月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

５中「北海水力発電株式会社」を「ほくさんトヨタジー株式会社」に改める。

６(2)ロ中「北海水力発電株式会社」を「ほくさんトヨタジー株式会社」に改める。

７中「平成28年度」を「平成31年度」に改める。

○防衛省告示第百六十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年八月二十八日

防衛大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

日時　平成二十五年九月九日（予備、同月十日）及び同月十七日（予備、同月十八日）から同月二十日までの間（予備、同月二十一日）の毎日〇六〇〇から一七〇〇まで

区域　五島列島南方の次の経緯度により囲まれる区域

(ア) 北緯三二度四七分一二秒　東経一二八度〇〇分一二秒

(イ) 北緯三二度二〇分一二秒　東経一二九度四五分五二秒

(ウ) 北緯三二度一八分一三秒　東経一三〇度〇九分五二秒

(エ) 北緯三二度〇四分一三秒　東経一三〇度一八分五二秒

(オ) 北緯三一度五四分一三秒　東経一三〇度一八分五二秒

(カ) 北緯三一度五四分一三秒　東経一三〇度〇九分五二秒

(キ) 北緯三二度〇四分一三秒　東経一二九度五四分五二秒

(ク) 北緯三二度四八分一三秒　東経一二九度五四分五二秒

(ケ) 北緯三二度四八分一三秒　東経一二九度四二分五二秒

(コ) 北緯三二度四七分一二秒　東経一二九度四二分五二秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百六十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年八月二十八日

防衛大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

日時　平成二十五年九月十七日から同月二十日までの間（予備、同月二十一日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア) 北緯三二度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ) 北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ) 北緯三二度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒